

（午前9時31分 開議）

議長（上田順康君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は31人で定足数に達しております。

議長（上田順康君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上田順康君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において14番 中西峰雄君、19番 上垣内君、26番 谷川君の3人を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（上田順康君）日程第2 一般質問 を行います。

順番10、3番 上田良治君。

〔3番（上田良治君）登壇〕

3番（上田良治君）皆さん、おはようございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回、私の質問は4点であります。

はじめに、モラル向上のための条例制定について。

住民のモラル向上をさせ、あわせて環境美化を図るための条例制定の問題について質問いたします。

自然の環境を守り、住民の健康で快適な生活を保ち、豊かな自然を後世に引き継ぐために、いわゆるポイ捨て禁止条例を制定する自

治体が増えつつあります。同県の和歌山市においては、平成6年に開催された世界リゾート博をめどに、美しいまちづくりを行うため、ビューティフル和歌山推進事業を実施しており、これに先立って、容易に捨てられやすく、また回収困難な空き缶などやたばこの吸い殻などのような小さな廃棄物の散乱について、モラルの向上をめどに、美化推進及び美観の保護に関する美観保護条例を制定し、実施しています。

最近、公共施設、交通機関の禁煙・分煙は進んできましたが、街頭で歩きながらの喫煙は相変わらず目立ちます。歩きながら吸うということは、吸い終わればポイ捨てと、ポイと捨てるという可能性が大きく、他の先進国では考えられないマナーの悪さを示しています。同じアジアの国でも、シンガポールでは、街頭でのたばこのポイ捨てが見つければ、日本円にして数万円もの罰金が科せられます。

また、火のついたたばこを捨てれば、転がっていき、寝たばこ同様、火災の危険性も生じます。消防庁の調べでは、年間たばこの火による火災が6,186件も発生しています。火災件数全体の1割を超えています。

また、林野火災の原因も、近年はアウトドアブームの影響で、入山者の増加による火気の取り扱いの不注意や不始末によるものが最も多く、出火原因の第1位がたき火で、全体の3割を占めています。その他たばこや火入れなど、この三つで出火件数の半分以上を占めています。

火気の取り扱いの不注意やたばこの火の不始末によって、貴重な財産も、時には人命さえも失われてしまうのです。ポイ捨てとは放

火と同じと言っても言い過ぎではないかもしれませんが。

ごみ問題についても、これまで多くのことが語られ、本市においても出たごみを処理する段階から、いかにごみの量を減らすか、また出てしまったごみをどう分別して再利用の道を図っていくのか、そのような方向に私ども身の回りも変化しはじめ、鋭意努力がなされ、真剣に取り組んでいただいているところであります。

しかし、一方では、一人ひとりの常識の問題でその大部分が解消されるはずの、ポイ捨てによる環境美観を破棄する行為が後を絶たない現状であることはご承知のとおりであります。

日本人の物を大切にするという美德とした長い歴史がありましたが、昨今の風潮は、消費は美德という間違った方向に流れて、人間としての道徳心が大きく変化してしまい、非常に残念なことであります。

これまで橋本市は、まちぐるみの清掃活動や美化活動に取り組んできて、さまざまなクリーン作戦が展開されていますが、空き缶やたばこの吸い殻等は、依然として私たちの快適な生活環境を損ねていると言わざるを得ません。

近年、多くの自治体においてポイ捨て禁止条例なるものが制定され、和歌山市や奈良市をはじめ、全国の300自治体が制定、このうち50自治体が罰則を設けています。ポイ捨て禁止の対象としては、空き缶・空き瓶・その他の飲料容器・たばこの吸い殻・チューインガムなどの投げ捨て、たん・つばの吐き捨て・ペットのふん放置・落書きを禁止するなどが規定されております。

これらの規定に違反した者、市民はもとより旅行者あるいは滞在者をも対象に、まず指導・勧告し、従わない場合は命令を下し、命

令にも従わなければ最終的には罰則の適用となるものです。

罰則まではいかがなものか、モラルに訴えてはといった考えもあるでしょうが、モラルが低下したいわゆる現在、罪を与えることが目的ではないとしても、罰則を規定することが必要なことではないでしょうか。

本市においても、他の自治体に劣らないポイ捨て条例などの対策が必要だと考えますので、以下の質問をお伺いいたします。

1、さまざまなポイ捨ての現状をどう把握していますか。2、本市の生活環境の整備やPR活動の取り組みと効果をお聞かせください。3、ポイ捨て禁止の条例化の検討はいかがお考えですか。

以上3項目についてお伺いいたします。

2点目は、国民健康保険証のカード化について。

平成13年4月、国民健康保険法施行規則が一部改正施行され、国民健康保険の保険証は1人1枚のカードとして持つことができるようになりました。従来の形式での被保険者証も当分の間は認められているため、個人カード化への移行時期は各自治体によって異なることから、健康保険法が改正されて5年経過したが、いまだにカード化が実施されておりません。

現在、世帯単位で配布されている健康保険証の個人用のカードができれば、通常携帯に便利であり、緊急時等に役立ちます。また、家族同士が別の医療関係で同時受診できること、遠隔地などの特別扱いが不要になる等のメリットがあります。

カードの大きさや素質は各市町村や健保組合などの保険運営主体、保険者が自由に決定できるようで、厚生省は、当初、統一したICカードもしくは磁気カードの導入を検討することにより、医療費の誤請求などによる損

失や個人の通院歴や薬剤の処方歴などを記録することにより、重複した薬剤の処方避けることができ、結果、医療費全体の削減を図った取り組みが一部の先進的自治体で実証実験を行っているようで、将来的には健康保険証がＩＣカード化されていくことは間違いありませんが、機器の整備等が必要など、医療制度の抜本改革が要求されることから、一斉導入は現状できないとのことで、カードつきフォーム用紙等の方式をとるように至ったようです。

現在、保険証は家族全員が記載されており、紛失したときには全員の情報が漏れ、それを防ぐためにも、ぜひ１人１枚のカードを発行してもらいたいと思います。

など、家族が病院にかかる者が複数いて１枚の保険証では不便である、世帯構成員が出張、あるいは外出・勤務についたとき、病気をした場合、すぐに近くの病院にかかった際に、保険証がないために保険料金の対象外となり、後日に払い戻しを受ける手続も面倒ですと、いろいろな相談を受けております。

現在の保険証では不便であることは以前から指摘されているとおりであり、個人カード化の実現が求められています。

以下の質問についてお伺いをいたします。

１、きょうに至って実現できていない理由は費用問題等であろうと考えますが、カード化にはどの程度の費用がかかるのか。２、本市におけるカード化の可能性と次期更新時の実現は期待できるのか。３、住基ネットシステムの個別ＩＣカードの検討はされていますか。

以上３項目についてお伺いいたします。

３点目は、個人情報保護の推進について。

昨今のＩＴ技術の発展には目覚ましいものがあり、インターネット利用者、携帯によるメール利用、またカード利用等が激増してい

ます。知りたい情報を即座に得ることができ、電子的にすべてが処理されて便利な反面、常に個人情報が流出、悪用というリスクにさらされていることも事実です。

高度情報通信社会とあるように、情報が電算化されたために大量流出する事件・事故が非常に多くなってきています。インターネットの普及により、流出する個人情報の量と流出する範囲が格段に大きくなったことは、この問題をより深刻にしています。

個人情報保護法により、企業の個人情報に対する管理体制構築が推進され、相次ぐ個人情報の流出をストップすることが期待されています。個人情報の保護に関する法律、個人情報保護法は平成15年に施行されています。また、個人情報取扱事業者の義務や罰則などについても平成17年から施行されています。

個人情報保護法の基本理念については、経済産業省のガイドラインでも、公益上必要な活動や正当な事業活動までも制限するものではないと言っているように、個人情報を使うことを何から何まで制限するものではなく、個人情報を正しく扱いましょうということが基本理念であります。

つまり、法をよく理解して、個人情報の正しい取り扱い方を取り決めることが必要であります。

公的部門に登録されている個人情報などは、ネットワーク化の進展により、情報の処理も容易になって、さまざまなデータが集められ、蓄積されるようになっていきます。

こうした状況の中、民間企業では、ソフトバンクＢＢの約660万件を筆頭に、三洋信販の約116万件、コスモ石油の約92万件、阪急交通社の62万件などの大規模な漏えいが相次いでいます。

また、京都府宇治市の住民基本台帳データ流出事件では、システム開発をしていた子会

社のアルバイトの大学生が、自分の光磁気ディスクにコピーし、名簿業者に25万8,000円で売りさばき、名簿業者がインターネットのホームページ上でそのデータを販売、その件数は約22万件で、ほとんど市民全員のデータが流出するという前代未聞の個人情報の漏えい事件がありました。

その後、判決になり、データ流出による損害は一人当たり1.5万円という判決で、実際は3名の市民が手を挙げたので、宇治市としては4.5万円で済んだものの、全市民であれば33億円の損害賠償請求の支払いを命じられていたかもしれない。

個人情報は、漏えいなどで不正に使用された場合、被害がどこに及ぶかわからず、また、一度漏えいしたデータは取り返しがつかないわけであり、市町村は、県と比較しても、より具体的な個人情報を扱っており、万が一漏えい事件等、個人データの不正な取り扱いが発生した場合、極めて広範囲に影響が及ぶものと思いますので、以下の質問をお伺いいたします。

当市において個人情報の流出やコンピュータウイルス等の感染事実確認はあるのですか。
2、公的部門で、個人情報を扱う職員の意識啓発をどのように取り組んでおられるのか。
3、コンピュータ不適正使用での個人情報流出に関する職員の処分は。

以上3項目についてお伺いいたします。

4点目は、JT、日本たばこ産業跡地商業開発計画について。

たばこ需要の低迷などを背景に、2003年以降、本市を含め、全国で14カ所のたばこ製造工場を閉鎖、ほかに社宅やグラウンド等の処分も同時に行っているが、そのうち既に6カ所が商業施設となることが決まっています。

ほかに上田や函館、鹿児島などの工場跡地も、方針こそ明らかにはなっていないものの、

やはり商業施設化するとの見方が強く、本市の橋本工場跡地も収益性の高い商業施設に活用したいとの方針で計画を伝えてきているとお聞きします。

JTが撤退したことによる税収減を回避するため、跡地活用での収益性の高い施設等が求められていますが、跡地を今後どのように開発されるのかでは、中心市街地のまちの顔に大きな影響を与えることになることは間違いありません。

確かに商業施設が消費者利便に資することが多いのは事実だが、地域の生活者としての住民は、購買上の利便さだけを求めているわけではなく、地域の誇りである歴史・文化・伝統の兼ね備えたまちの中で、安全に安心して暮らせる社会を望んでおり、少子高齢化のもとでは特にそうした考え方に立ったまちづくりが必要とされている。

このことは、先般の一般質問で、市場主義の行き過ぎにより、コミュニティが衰退、治安や青少年問題が深刻化し、また高齢者が生活の不便を強いられる等、さまざまな社会問題が増大しているため、地域の現状の深刻さに鑑み、今後のまちづくりの推進については、大型店の適正な立地と中心市街地の活性化が図られるように、総合的に対応策を検討してまいりたいとの答弁をいただきました。

現在、まちづくり3法の見直しを行っていることから明らかなように、これまでの商業開発は、まちづくりの観点から、問題なしとしないケースが多かったのも事実です。

今回のJT工場跡地商業開発の計画については、橋本市のまちづくりにダメージを与えない跡地利用開発となっているのですか。以下の質問をお伺いいたします。

1、事業計画や施設の概要についてお聞かせください。2、立地企業と地域並びに関係機関との話し合いは行われていますか。3、

まちの顔である中心市街地の活性化に資する計画となっていますか。4、まちづくりにダメージを与えない跡地利用開発となっているのですか。

以上4項目についてお伺いし、1回目の質問を終わります。

議長（上田順康君）3番 上田良治君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）おはようございます。上田議員のご質問のうち、JT日本たばこ産業跡地の商業開発計画についてお答えをさせていただきます。

計画敷地の概要につきましては、所在地が橋本市妻2丁目170番地のほかでございまして、敷地面積は約3万467平方メートルでございます。2003年3月末までに、日本たばこ産業が工場の操業をしていましたが、現況は更地となっております。

JTが商業施設を建設し、竣工後、大和工商リース株式会社が賃貸の上、運営管理をすることが決まっております。

具体的な施設内容、規模、駐車台数などは現段階では未定でございますが、今後JTと大和工商リース株式会社が協議の上、関係行政機関と諸調整を行い、具体的な施設計画等を決定します。地元並びに関係機関との協議は現段階では着手していません。

おただしの中心市街地の活性化、地域商店街を守るということからすると、相反することとなりますが、市としてJT及び大和工商リース株式会社に対し、近隣住民、既存民間商業者の意見を十分聞きながら、良好な関係のもと、商業施設の進出をするよう指導いたします。

現在、まちづくり3法の見直しがされており、大店立地法については法律自体が改正し

ないが、大型店等の社会的責任については、中心市街地活性化法において、事業者の責務規定を創設し、業界が自主的に社会的責任を果たすよう、業界ガイドラインの作成などを強力に求めることとされています。

議員のご協力とご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

なお、残余の件につきましては担当参与よりお答えをいたします。

議長（上田順康君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

企画部長（吉田長司君）個人情報保護に関するおただしにお答えします。

まず、1点目のうち個人情報流出につきましては、現在のところ確認されていません。コンピュータウイルスにつきましては、平成15年8月、プラスターが蔓延したとき以来、7件の感染が確認されています。このうちほとんどはファイアーウォールで、市役所以外に出ることはなく、被害はありませんでした。

ただし、平成18年3月隅田中学校でネットスカイというウイルスに感染したコンピュータは、外部へメールを大量発信し、住民より、早く大量発信するメールをとめてくれという再三のクレームがありました。

2点目の職員の意識啓発への取り組みについてですが、橋本市の1人1台パソコン推進につきましては、他市町村に比べ若干遅れていまして、平成15年度より財政の許す範囲内で随時推進しています。

なお、パソコンの導入に先立ちまして、橋本市セキュリティポリシーを平成15年3月に策定し、各所属に対するポリシーの説明と、個人パソコン排除に取り組みをいたしました。平成15年11月中旬には、助役以下管理職等を対象に、個人情報保護法と情報セキュリティポリシーと題して研修会を開催しております。

また、今回の合併に伴い、新市橋本市とし

て研修会を計画したいと考えております。

3点目の、コンピュータ不正使用で、個人情報流出に関する職員の処分につきましては、各任命権者において、必要に応じ、橋本市分限懲戒審査委員会に諮問した上で処分を決定することになります。

処分基準につきましては、新市発足に伴い、国・県及び近隣の処分基準などを参考として橋本市分限懲戒審査委員会において作成しているところであります。

なお、橋本市個人情報保護条例第36条の罰則規定に基づき、禁固以上の刑に処せられた場合は、地方公務員法第16条の欠格事項に該当するため、失職することとなります。

議長（上田順康君）市民部長。

〔市民部長（宮岡清文君）登壇〕

市民部長（宮岡清文君）さまざまなポイ捨ての現状把握ですが、ポイ捨てやごみの不法投棄については、ふだんから人通りの少なく目立たない道路や空き地が多く、市民からの通報や和歌山県による廃棄物不法投棄監視パトロール事業の報告等により現状把握しております。

本市の生活環境の整備やPR活動の取り組みにつきましては、各自治会単位で環境美化運動を行っていただいております。その際に、ごみ袋の支給やポイ捨て禁止、ペットのふんの適正処理等の環境美化啓発看板の提供しております。

平成17年度の環境美化運動の事業実績は、参加団体41団体、延べ人数1万5,806人です。ごみ袋の支給枚数は、可燃ごみ袋1万1,619枚、土嚢袋5,501枚、ペットボトル用袋1,683枚です。また、環境美化啓発看板の配布枚数は286枚であり、環境美化に対する市民の意識は高いものと考えております。

ポイ捨て禁止条例の制定については、橋本市環境保全条例でポイ捨ての禁止を定めてお

りますので、新たに条例を制定してポイ捨てに対する罰則規定を設けるのではなく、各自治会で実施していただいております市民ぐるみの環境美化運動等の啓発や、広報誌、啓発看板などによってポイ捨て禁止や環境美化の啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

健康福祉部長（上田敬二君）上田良治議員の国民健康保険証のカード化についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険証のカード化につきましては、被保険者の利便性等を図る観点で、平成13年4月、国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、導入できることになりました。

個人カードの導入状況ですが、職場型と言われている政府管掌保険、組合管掌保険等においては、平成15年10月から被保険者証の更新にあわせ順次実施されております。

しかし、地域型と言われている、各市町村が保険者である国民健康保険の保険証については全国的に普及していないように思われます。

現時点における近隣市町村の国民健康保険証の個人カード化の実施団体は、和歌山県では御坊市ほか三カ町国民健康保険事務組合、大阪府では吹田市、奈良県では生駒市があり、各府県1団体の状況のようでございます。

次に、おただしの1点目の、橋本市における個人カード化への取り組みについてでございますが、平成15年度に入って、導入についての検討等をいたしておりますが、そのまま現在に至っているのが実情でございます。

実施に至らなかった理由についてでございますが、議員仰せのとおり、主に費用等の問題であったと思われま

カード化に伴います費用につきましては、システム改修費用、カード発行機及びカード代などで、約1,000万円程度が必要と思われる。

次に、おただしの2点目のカード化の可能性と次期更新時の実現についてであります。率直に申し上げますと、次期更新時、個人カード化の実現は難しいと考えております。

しかしながら、今後も引き続き全国的に市町村の国民健康保険証カード化の実施状況や費用対効果など注意してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、おただしの3点目、住民基本台帳ネットワークシステムの個別ICカード化の検討についてでございますが、このことにつきましては、住民基本台帳カードを国民健康保険証の個別カードとして利用してはとのことでご答弁させていただきます。

現在、住基カードは、希望者に対しての交付であるのに対し、被保険者証は資格者に必ず交付しなければなりません。カードの交付手数料は、住基カードは有料が原則、被保険者証は無料です。カードの有効期限が、住基カードが10年間、被保険者証は1年ないし2年間、あるいはさらに短期の種類も必要となります。

さらに、住民基本台帳カードの券面に、被保険者証の記載事項を印刷することは現実的ではなく、また、医療機関でオンライン処理をするためには、医療機関の協力を得て、端末機の整備などの課題があります。

以上のことにより、現状においては、住民基本台帳カードでの被保険者証は計画いたしておりません。

ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（上田順康君）3番 上田良治君、再質問ありますか。

3番 上田良治君。

3番（上田良治君）ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

それでは、モラル向上のための条例制定についてということで再質問したいと思います。

いろいろポイ捨てとかのモラル向上については、各自治体あるいは看板とかによる広報活動によって、ポイ捨ての禁止条例を強く皆さんも市民にお知らせいただいております。ことなんですが、私思うんですが、このポイ捨て禁止条例というのは、清掃などで環境美化に対する関心を市民の方にもっと深く、強く啓発を求めているいただきたいということで。

そういうときに、住民の方にモラル向上してもらうために、行政としての、また受け皿が非常に少ないと思います。ごみを生じさせる物品を販売する業者側の散乱防止の啓発というのもこれからは必要じゃないのかなと。飲料の回収容器を業者側にどっと増やしていただくということやら、また携帯灰皿を市民の皆さんに配るとか、また重点区域を設けて、喫煙所を設けたり、灰皿を設けたり、そうした消費者側の要求するというのもこれから実現していかならんと思うんです。

たばこについても、いろいろと、たばこについては価格、だいたいこの60%が税金で入ってきておる。国、都道府県あるいは市町村に税金が還元されておるということで、取るだけじゃなしに、やはり携帯灰皿を配ったり、あるいは灰皿を設置すると、そういったことも今後必要ではないのかなと思いますので、こういったことについてはどうお考えでございますか。

議長（上田順康君）市民部長。

市民部長（宮岡清文君）地元とか自治体の各区のほうで、いろいろ清掃活動等をご協力をお願いしていただいておりますけれども、答弁いたしましたけれども、清掃活動等で、昨年ですけど、41団体ですけども、16年度に

つきましては32団体ということで、各地区での清掃団体、それから取り組みの人数等が増加しております。

それから、公害の苦情等、市民からの苦情等が寄せられておるわけですけれども、これにつきましても、実際は平成16年度よりも件数が増えておりました、そういったことからいたしますと、やはりポイ捨てを許さないとか、やはり自分たちのまちをきれいにしていくと、こういった形の啓発が浸透してきているのではないかなと、このように思っております。

ただ、細かい、たばこのポイ捨てとかいろいろ、数字はつかめておりませんが、やはり今後も自治会等でご協力いただきながら、清掃活動等にできる限り、今議員おっしゃられました携帯の灰皿等につきましても今後検討してまいりたいと、このように思っております。

議長（上田順康君）3番 上田良治君。

3番（上田良治君）ありがとうございます。

それと、このポイ捨て禁止の対象としては、不法投棄というのもあると思うんです。これらは刑罰として科せられるということで、家電リサイクル法、あるいは粗大ごみの有料化になったということで、有料徴収を本市もしておるということで、罰則として科せられるわけなんです、不法投棄がどんどん増加しておるということも事実で、そういったことについては、不法投棄の違反者などには警察が摘発をされると思うんですが、そういったときに、当局の生活環境課とかとの連携、警察との連携というものはどうとり行われておるのかというのをお聞きしたいと思います。

議長（上田順康君）市民部長。

市民部長（宮岡清文君）本市の環境保全条例の第14条でポイ捨て禁止をうたっております、悪質なものに対しては、告発等、必要

な措置を講じるものと、このようになっております。

たばこや空き缶などのポイ捨てについては、環境美化運動や啓発看板で対応しておるんですけれども、特に悪質な不法投棄等につきましては、警察と協力をいたしまして、連絡を密にして処理をしておるのが現状でございます。

議長（上田順康君）3番 上田良治君。

3番（上田良治君）今後は、駅前あるいは観光地などの人が多く行き来する場所というところについては、やはりポイ捨ての防止の重点区域というものを設けていただきまして、喫煙制限区域とか、ごみのポイ捨てについては今後いろいろ地域住民の方、あるいは物を売る業者間、そういった方と市が協力して、また今後とも美しいまちづくりに取り組んでいただきたいと思うんです。

モラルに訴えるだけではいろいろ限界が来ておると私は思うんです。料金を取るというだけが目的というわけではないんですが、ポイ捨て禁止条例もぜひ今後とも検討していただきたいと、かようにお願いをしておきます。

次に、国民健康保険証のカード化についてなんですが、今部長から答弁をいただきまして、やはり今に至って実施されていないのはやはり費用の問題であろうということで、だいたいこの健康保険証をカード化するには、いろんなカードプリンタの機器購入費用、あるいはコンピュータのカスタマイズ等で1,000万円ですか、そんな多額の費用が要るとお答えをいただいたんですが、私は今この財政難に、やはり市民サービスをしていく上で、私は1,000万円も要らんとするんですよ。

国民健康保険証カード化、紙カードというものに置きかえてしていく場合には、新しい機器購入費というものは、私は今のパソコン

とプリンタ、そういったもので対応できると思うんです。ただ要るのは、やはり手入力していかなあかんということでしょう。これ、今、どれぐらいの対象人員の方がおられるんです。だいたい3万人ぐらいの方がいるんじゃないですか。

このデータを一人ひとり、今、各家庭にお配りしている家族のデータを一人ひとりに配布するから、一人ひとりにデータを打ち直さないかんということで、そういうデータ交換ソフト等を交えて簡素化できるということもあるんで、これは費用についてちょっとお伺いしたいんですが、そんな1,000万も多額なお金がかかるんですか。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

健康福祉部長（上田敬二君）カード、紙の種類なんですけれども、基本的には印刷代だと思っただけなんですけれども、現行保険証については1万5,000枚現在発行しております。カバー等はつけておまして、合計で18万9,000円程度になります。

個人カードにつきましては、お聞きしましたら、単価約20円ということで、家族のそれぞれに発行することになりますので、2万6,000枚程度必要になります。そういうことでしたら52万円程度。カードによる差額は33万1,000円程度になります。

ただカードの差額はそういうことなんですけれども、これに伴うシステムの改修費及びプリンタ機器、これ、議員とちょっと見解が違っただけなんですけれども、一応見積もりもとらせていただきました。これについては約1,000万円程度、入札等で下がったとしても700万円程度になるのかなと思います。

1,000万円とは高額だと思っただけなんですけれども、これは本市特有の事情もありまして、現システムが平成6年度に導入しており、平成7年度から使用している旧型ソフトパッケー

ジになっております。これらの修正作業に手間がかかることと、また現状において、業界で作業員が非常に不足しているということから、1,000万円程度の見積もりになっております。

以上です。

議長（上田順康君）3番 上田良治君。

3番（上田良治君）私は、先ほどもお答えいただいたんですが、和歌山県では御坊市が先駆けて実施されておる。御坊市はだいたい対象人員が2万4,000人とお聞きしているんです。一人ひとりカード化にしてお渡ししておる。

そういうことをお聞きしたら、御坊市はあまり多額な費用をかけていないと。これは関係各位による手入力で皆打ち込んだということをお伺いしております。そういったことで、いろいろと答弁いただくわけですが、私はこういう多額なお金は要らないと思っただけでね。

そういったことで、こういうカード化が実現すると、やはり1人1枚のカードが持てるということで、財布にも入れられるんですね、カードサイズになっていきますので。常時携帯することもできるし、今度被用者が増えたり、あるいは減ったりしたときなどは保険証の回収あるいは再発行が必要であるんですが、カード化にすることによってこの手続きが簡素化されるというメリットもあるんでね。

それと、カード化にすることによって、視覚障害者の方の配慮は今の保険証ではないんだが、これは点字もつけることができるし、そういったことで解消されると思うんです。

今後、国民健康保険の高齢者受給者証というのは、20年から75歳の方に対しては1人1枚の受給者カードに変更になるということもあるので、今後とも実現ができるようお願いをして、要望しておきます。

この3番の住基ネットシステム、個別ICカードの検討については国としても調査をしておるといふことであるんですが、カード化にすることによって、いろんな医療機関において削減されることもあるといふことで、近い将来、このICカードに一本化されるんじゃないかなと思っておるんですが、こういったときに、ICカードになったときでも、やはり病院が受け皿、発行する側と受け皿がやはり一体となって取り組んでいかんと、いつまでたっても実現しないんじゃないかなと思ひます。

そういったことで、病院にもパソコンあるいはコンピュータを扱えないお医者がおるといふことで、実現に向けては難しいんじゃないかなと思ひますのですが、その辺については、病院のほうでどうお考えですか。

議長（上田順康君）病院事務局長。

病院事務局長（尾崎慶和君）診察券のIT化につきましては、先生ご指摘のとおり、厚生労働省の方針で一部地域において試行運用されておりますけれども、今のところ、大きな広がりを見せておりません。そもそも、そう申し上げますのが、ベンダーがいろいろございまして、それぞれのシステムの互換性、そういうところで多額の費用がかかるというような問題がございます。

診療情報の共有化につきましては、ICチップの詰め込み等が必要になるのかなと思ひます。そうなりますと、本院でも現在電子カルテシステムを運用しておりますけれども、本院の診察券につきましては、コードと患者の氏名しか登録されておひません。万が一診療データをすべて織り込むということになりますと、ICチップ化された診察券が必要になると。本院だけで使っても意味がございませんで、平たく言えば、伊都医師会とのデータの共有等の問題も発生してこようかと思

ひます。

そういう中で、データの互換性に基づくカスタマイズが非常に多額に及ぶのではないかなと予想しますけれども、現在のところ、本院の財政状況を考えますと、そこまで広げていけるのか否かといふのは非常に難しいのではないかなと思ひます。

以上でございます。

議長（上田順康君）3番 上田良治君。

3番（上田良治君）ありがとうございます。

それでは、次の個人情報保護法の推進についてといふことで、今のところ確認をされて、大した感染はないといふことですが、今後どのように取り組んで、意識啓発、こういったウイルスのチェックあるいは導入、パソコンの紛失等も、盗難等も今までなかったのかなと。今後情報が漏えいした場合の二次被害の対策についてはどうお考えなのかなと。そういったこともあるんですが、このコンピュータの不適正使用での個人情報流出に関する職員の処分ということも3番目にお伺ひするわけなんですけど、答弁の中で、小学校については、メール等がウイルスに感染されたといふことにお伺ひしたんですが、きのうも教育長の答弁の中で、小学校の学校における不審者に対する対策として、メール等で父兄の方に発信していくといふことで、非常に、今後、こういうのに感染されると、こういった情報が漏えいすると問題があるといふことで、今後ともそのウイルスの感染に対するチェックというものを、ひとつどう取り組んでおるかといふことにお伺ひしたいんですが。

いろいろと、ウイルスといふのは感染すると非常に危険なんでね、そういったウイルスのチェックといふのを各課でどうとらえられているのかな、そういったことにお伺ひしたいんですが。それとかウェブの観覧とか、だ

れがチェックしているのかなど。こういったことを、職員がメールを発信したり、インターネットを閲覧するというときに、だれがチェックしているんですか。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）庁内の、外とのインターネットのつながりでございますけれども、情報推進課のほうのサーバーが経由してございます。そういうことで、庁舎から外へメールを発信したり、外から中へ入ってきますときは、一方のサーバーを通過してきます、そのサーバーの中にいわゆるファイヤーウォール、防火壁というんですかね、不正なものを入れられないという強力なセキュリティのシステムを組み込んでございます。そういうことでやってあるわけでございますけれども、以前あったものにつきましては、そのファイヤーウォールで防げなかった部分もあるわけでございますけれども、フロッピィディスクとか、メモリ、記憶装置なんかを持ち込んだときに感染したというケースもございます。そういうことで、そういうものについては持ち込まない、それから、庁内のデータについては持ち出さないことをセキュリティポリシーで規定してございます。

それと、一番大事なことは、個人のパソコン、これはかなり自由度がきくわけでございますので、個人のパソコンは使わない、それから、庁舎内のデータを個人のパソコンへ取り込まないということで、庁舎内のパソコンからはデータを抜き出すようなシステムについてはかなりセキュリティをかけてございますので、メモリに記録さすという部分につきましては、個人のパソコンではかなりできないような形に今セットはしてございます。

そういうことで、特に最近、新聞紙上でも、ニュースでもにぎわっていますウイニーの問題でございますけれども、これにつきましても、

個人パソコンを介入してデータの流出ということになってございますので、個人パソコンにつきましては、公共のデータについては絶対に入れないということで、再度、この前からも助役名で通達を出しているところでございます。

以上でございます。

議長（上田順康君）3番 上田良治君。

3番（上田良治君）この3番の職員に対する処分ということなんですが、これはいろいろと減給あるいは勧告等があると思うんですが、いろいろ情報が漏れ出した場合に、今やはり一人当たりの賠償額というのが非常に高いんですね。

メールを漏れ出した場合は最高4,000円、1人当たり賠償にされる。また、氏名とか住所に加えて本籍まで漏れいすると、一人当たり30万円要るんですね。それとか、大手エステサロンの顧客情報が漏れ出したということで、身体のスリーサイズとか、細かい情報まで漏れ出した場合、一人100万円の損害賠償、慰謝料を求められておるんですね。

そういったことで、今後とも非常に懸念しますので、そういった中で、職員の意識啓発もしてもらわなあかんですが、この漏れい、漏れたときに賠償、慰謝料とかを求められた場合に、漏れい保険というのを今各損保でも売り出しておるといことです。そういったものに加入されておるのかどうかということが、まだ加入されていないと思いますので、また今後とも検討していただきたいと、かように思うところであります。

非常に賠償額が大きくなってきているので懸念しております。

ありがとうございました。

次に、最後のJTたばこ産業の商業開発についてお伺いしたいんですが、今のところ、はっきりした中身というのがわからんという

ことなんでございますが、私が一番懸念しているのは、商店街地域の近隣、あるいは地域の住民の方がこういうお方、商業施設が来ることによって、生活環境とか、いろんなことによって衰退していくんじゃないか、まちづくりが崩れていってしまうんじゃないかなということが懸念されておるので。また、こういう大型商業施設が来ることによって、やはり交通渋滞というものもあるし、やっぱり地域の商店街が今まで培ってきた、そういった歴史であるとか、祭りであるとか、そういったことも崩れていくんじゃないかなということを懸念しておるので、こういうことがもう少し詳しく、このJTの跡地の開発、商業施設が来ることについて、水面下で進められているような懸念もありますので、詳しくわかっておったら、わかっておる範囲内でもうちょっと概要について、施設の面積とか、床面積とか、どういったものが入ってくるとか、リースでお貸しすると思うんですが、そういったことをお聞かせ願えませんか。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）上田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

JTたばこ産業の跡地の問題でございますが、過去は、これはたばこの製造をやっておったものですから、私としまして、東京のJTの本社へ2回ばかり去年から行っておるわけでございますが、橋本としては、企業誘致ということで、たばこも製造しておったんやから、製造業を中心とした企業誘致ということをお願いをしておったところが、説明がありましたように、大和工商リースとの契約をしたと、その中身については商業施設やということで、先刻市のほうへも参ったところがあります。これはいたし方ないわけでございますけれど。

私申し上げたのは、やはり地域の活性化と申しますか、活力あるまちづくりという中で、できるだけ早くその位置づけをしていくことが望ましいという判断をいたしておるところでございますけれども、あやの台の商業地域との競合問題もございまして、少し議論を申し上げました。

私としては、やはり特色のある商業施設であってほしい。このあたりの大手のそういうスーパーのような形のものが、並べて、そして客の奪い合いをするようなことでは困ると。

したがって、できれば異業種と申しますか、私の希望はやはり世界的なそういうブランド品と申しますか、そんなものを、やっぱりどって特色のあるものを。私いつも申し上げておるんです。やはり上は柏原、下は岩出まで、この人を一挙に皆誘客するような中身の濃いものをしなければ、そんなそこの85円のジュースとか、平たく言いますと、中国産の衣装とか、これは何万点と恐らく展示すると思うんですが、まあかわりばえのせんようなものであったら困るということを、私、大勢市長室へ詰めかけたときに申し上げておるんです。

そうしますと、再考してもう一回出直してまいりますということで、大和商工リースは帰りましたけど。概略を聞きますと、駐車場は500数十台周辺へ置きますと、中央に大きな館を建てまして、そして五、六店の大きなテナントをその中へほうり込んでいくということでございますけれども、そのテナントの業種等については、まだ聞きたくないということで、はね返しております。

そして、レストランなんか周辺へいくらかあるんですよ。絵もちょっとかいていました。そんなありふれたようなことは、市内の商業者の皆さんがいくらでも、飽食時代の中にあって、いくらでもあるんですよ、そうい

うことは、やはり中国なけりゃないかん、あるいはニュージーランドの特産のそういう食料、あるいは台湾であるとか、特色を持たせた世界的なそういう食材を使った店を配置していく、そういうことだったら話はわかるけども、それはカレーライス、例えばそういうものとか、どんぶり物でとか、そういうものはあかんということを私はっきり申し上げたんです。それはいくらでもあるんですよ。市内の商業者に非常に圧力がかかるようなことは好ましくないということで強く申し上げておりますけれども、相手があることでありますので、私は精いっぱいそういうことを申し上げておることだけは伝えておきたいと思えます。

そして、そのテナントの中身等については7月に再度調整した中で、市の方針にこたえられるようなものを持ってまいりたいということでございますけども、あくまで商工会議所、あるいは高野口の商工会、これらの皆さんにも十分協議をした上で、ひとついいものを持ってきてくださいということをお願いしました。

それから、もう一つ、時間もないようでございますけれども、集客するということは、これはやっぱり地域を生き生きしていくということは非常に大事であると思うんです。道路のことを申されましたけれども、やはり、今、恋野の河南の上田の道路を急いでひとつ県のほうへも申し上げておるんです、開通を早く。そして、京奈和自動車道ももう間もなく開通の、側道を、これも2年以内には全線開通の見込みも立ってございますし、道路事情については、ひとつうまく乗り切れるんじゃないかな、そういう考えを持ってございます。

それから、JRの北側の問題につきましては、これは市の意見で、製造業をひとつ誘致

するように努力しますということでございますので、皆さんもそのことをひとつ念頭に置いていただいて、JTの本社へひとつつないでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

議長(上田順康君)これをもって、3番 上田良治君の一般質問は終わりました。